



自分の年金を知っていますか？

今日は、自分の老後を考えるにあたり、まずは自分の年金について、最低限知っておきたいことを確認しておきましょう。



答える人

先生

社会保険労務士

聞く人

真一(31歳)

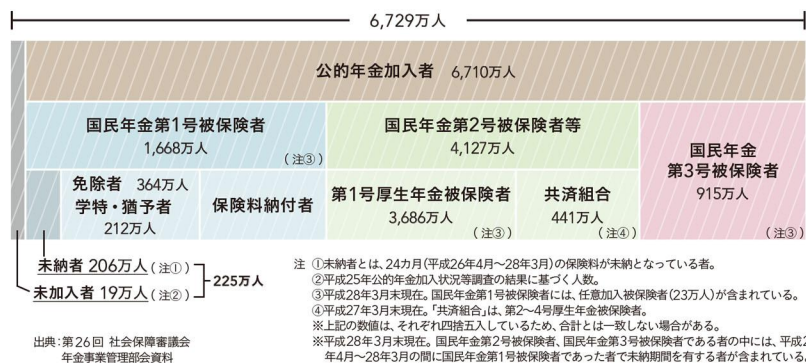
失業中、両親と同居中

公的年金の種類と年金額の関係

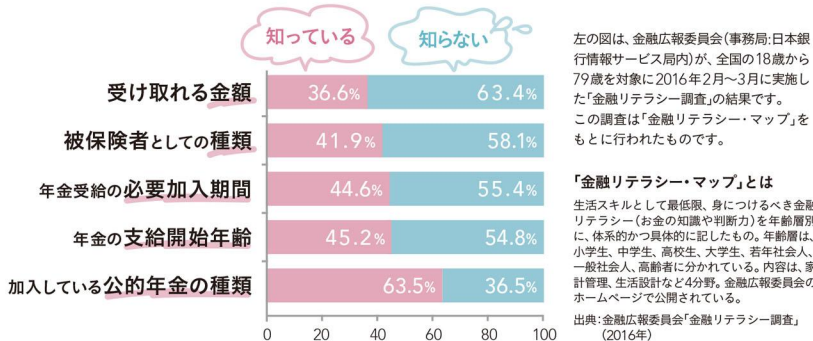
国民年金に加入する人は、次の3つに分かれています。/

国民年金第1号被保険者	国民年金第2号被保険者	国民年金第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者、失業中の人、学生、勤務先で厚生年金に加入していないパート、アルバイトなど。	原則として65歳未満の厚生年金加入者 ※厚生年金の加入上限は70歳未満	20歳以上60歳未満で、第2号被保険者に扶養されている配偶者(扶養の届け出が必要)。
年金額との関係	年金額との関係	年金額との関係
自ら国民年金保険料を納付し、納付した分は老齢年金に反映される。	給与・賞与額に応じた厚生年金保険料が給与から天引きされ(会社も同額負担)、老齢年金に反映される。	自ら国民年金保険料を納付する必要はなく、厚生年金制度全体で負担した保険料が老齢年金に反映される。

公的年金加入者の状況(平成27年度末)



自分の年金についての理解



ねんきん定期便・ねんきんネット

「ねんきん定期便」は、毎年、誕生月に国民年金や厚生年金の加入者に日本年金機構(公務員は各共済組合等)から送付され、年金加入記録や年金見込み額を確認できます。「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページを利用して、いつでも年金記録や見込み額を確認でき、年金見込み額の試算も可能。ただし、ID取得まで5日程度かかるため、平成29年度以降は即日利用開始できるよう、全加入者にアクセスキーを送付し、QRコードを読み取ってアクセスしやすくする方法が検討されています。

MEMO

国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金の第1号被保険者で保険料の納付がむずかしいときは、「免除」と「納付猶予」制度を利用できます。

※納付猶予は、学生と50歳未満の2種類(納付猶予は今年7月から対象年齢が30歳未満から50歳未満へ拡大)

免除・納付猶予制度のメリット

承認された期間は、老齢年金・障害年金・遺族年金を受けるために必要な期間に含まれるので、期間不足の心配がない。
保険料は、原則として、過去2年分しか払えないが、どちらも、10年以内の追納によって年金額を増やすことができる。

免除・納付猶予の所得審査の対象

免除や納付猶予を申請すると、所得審査がある(ただし、退職時や災害を受けたときは特例がある)。

審査対象は、次のとおり。

- 免除 → 本人・配偶者・世帯主
- 納付猶予 → 学生は本人の所得のみ、学生以外は本人・配偶者

先生 真一さんは、自分が加入している年金加入者の種類がわかりますか？
真一 国民年金ですよ？
先生 そうです。退職した今は国民年金の第1号被保険者ですよ。第1号被保険者の保険料の払い方や老齢年金の額との関係は知っておいたほうがいいですね。
真一 国民年金保険料の納付猶予の承認を受けたので、保険料を払っていませんが、老齢年金をもらえますよね？
先生 納付猶予の承認期間は、老齢年金を受けるために必要な期間に含まれますが、年金額には反映されません。
真一 納付猶予というのは、保険料の免除のことですよね？

先生 いいえ、納付猶予と免除は異なる制度です。承認を受けた期間が老齢年金額に反映されるかどうかは2つの制度の大きな違いです。共通点は、どちらも保険料を10年までさかのぼって払えますから、保険料を払えば、老齢年金を増やせますよ。
真一 納付猶予をそのままにしておくと、老齢年金が少なくなるんですね。でも、年金額って調べられるんですか？
先生 日本年金機構の「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、老齢年金の見込み額や支給開始年齢を確認できます。年金額の試算もできるので、自分の年金の今と将来の年金額については最低限知っておきたいですね。

えがおジャーナル

えがおジャーナル

横山 玲子
社会保険労務士
よこやま・れいこ
横山玲子社会保険労務士事務所代表
横山玲子社会保険労務士
事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor